

鹿 児 島 県 公 報

平成25年3月5日（火）第2886号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（4件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 4
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可（農地整備課取扱い） 7
- 県営土地改良事業の工事の完了（7件）（農地整備課取扱い） 7
- 基本測量の終了（監理課取扱い） 8
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 8
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく地方公共機関の指定の一部改正（※）（危機管理防災課取扱い） 8
- 証紙販売人の指定の解除（会計課取扱い） 8
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 8
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 9
- 一般競争入札公告（8件）（生活衛生課取扱い） 9
- （県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 11
- （県立大島病院取扱い） 16
- （県立始良病院取扱い） 21
- （県立薩南病院取扱い） 23
- （県立北薩病院取扱い） 25

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 28
- 内水面漁場管理委員会指示
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示（内水面漁場管理委員会取扱い） 28
- 内水面漁場管理委員会告示
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定（内水面漁場管理委員会取扱い） 29

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 200 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市隼人町松永字竹山2125番，2128番，2131番1，2142番1，2142番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市国分重久字藤ヶ久保5615番1，5665番4，5666番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市霧島田口字橋口196番4，196番5
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第203号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
始良市上名字宮尾687番2・687番4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、731番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第204号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953番地

- 2 認定の有効期限
平成28年2月20日

鹿児島県告示第205号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所介護事業所 ふれんどさくら郷	霧島市霧島田口 2280番地24	学校法人南学園	鹿児島市田上八 丁目21番3号	森永 茂樹	平成25年 2月15日	通所介護
オリナスデイサービス有屋	奄美市名瀬有屋 町4-3	株式会社オリナスケアサービス	奄美市笠利町須 野506番地2	深田 太郎	平成25年 2月15日	通所介護

訪問介護ステーションあじさい	鹿屋市田崎町 1316番地1	株式会社笑仁翅	鹿屋市田崎町 1316番地1	井上 謙三	平成25年 2月19日	訪問介護
----------------	-------------------	---------	-------------------	-------	----------------	------

鹿児島県告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所ふれんどさくら郷	霧島市霧島田口 2280番地24	学校法人南学園	鹿児島市田上八丁目21番3号	森永 茂樹	平成25年 2月15日	居宅介護支援

鹿児島県告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所介護事業所ふれんどさくら郷	霧島市霧島田口 2280番地24	学校法人南学園	鹿児島市田上八丁目21番3号	森永 茂樹	平成25年 2月15日	介護予防通所介護
訪問介護ステーションあじさい	鹿屋市田崎町 1316番地1	株式会社笑仁翅	鹿屋市田崎町 1316番地1	井上 謙三	平成25年 2月19日	介護予防訪問介護

鹿児島県告示第208号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
寿八丁目薬局	鹿屋市寿八丁目20番17号	平成24年 6月1日	精神通院医療
そうごう薬局下竜尾店	鹿児島市下竜尾町2番15号	平成24年 6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第209号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院 又は 診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
社会医療法人慈生会ウエルフェア九州病院	枕崎市白沢北町191番地	平成24年 8月1日	精神通院医療

医療法人三心会西田病院	指宿市十二町2105-1	平成24年 8月1日	精神通院医療
指宿竹元病院	指宿市東方7531番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人天和会指宿脳神経外科	指宿市東方8714-21	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人赤崎会赤崎病院	指宿市開聞仙田2307	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人静和会みなと病院	いちき串木野市湊町一丁目 208番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
盛満医院	鹿児島市川上町3444番地1	平成24年 8月1日	精神通院医療
枕崎こどもクリニック	枕崎市松之尾町15	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人健誠会湯田内科病院	日置市東市来町湯田2994	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人天会鹿児島こども病院	日置市伊集院町妙円寺二丁目 2000番669	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人親貴会えんでん内科 クリニック	いちき串木野市東塩田町35番 地	平成24年 8月1日	精神通院医療
いちき串木野市医師会立脳神 経外科センター	いちき串木野市上名5391番地 3	平成24年 8月1日	精神通院医療
京町内科・脳神経クリニック	いちき串木野市京町43番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人蒼風会児玉病院	南九州市川辺町田部田3525番 地	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人菊野会菊野病院	南九州市川辺町平山3815番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
ゆのもと記念病院	日置市東市来町湯田3614番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人尚人会阿多病院	南さつま市金峰町花瀬1929	平成24年 8月1日	精神通院医療
独立行政法人国立病院機構指 宿病院	指宿市十二町4145番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人向陽会伊集院病院	日置市伊集院町徳重156番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人尚和会南九州さくら 病院	南九州市知覧町永里2082番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
川辺生協病院	南九州市川辺町両添1118	平成24年 8月1日	精神通院医療
医療法人和風会加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181 番地	平成24年 8月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第210号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		

そうごう薬局市役所通店	鹿児島市山下町12番36号	平成24年 8月1日	精神通院医療
有限会社三愛調剤薬局	指宿市湯の浜一丁目4番21号	平成24年 8月1日	精神通院医療
アクア薬局	いちき串木野市京町42番地3	平成24年 8月1日	精神通院医療
しんまち薬局	南九州市川辺町田部田3968番地1	平成24年 8月1日	精神通院医療
海浜薬局	南さつま市加世田高橋1952番地2	平成24年 8月1日	精神通院医療
みさき薬局	枕崎市住吉町45番地1	平成24年 8月1日	精神通院医療
つばき薬局	枕崎市日之出町222番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
まさの薬局	南九州市穎娃町郡1550-2	平成24年 8月1日	精神通院医療
ナカムラ調剤薬局	南九州市知覧町郡4857-41	平成24年 8月1日	精神通院医療
有限会社健美堂薬局	南さつま市加世田武田18277番地6	平成24年 8月1日	精神通院医療
株式会社ばんせい薬局	南さつま市加世田唐仁原6026	平成24年 8月1日	精神通院医療
坊津薬局	南さつま市坊津町泊26-2	平成24年 8月1日	精神通院医療
有限会社べっぷ薬局	枕崎市白沢北町180番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
イブスキ薬局	指宿市湊一丁目9-10	平成24年 8月1日	精神通院医療
みやび薬局	日置市東市来町湯田2992	平成24年 8月1日	精神通院医療
とも調剤薬局	日置市吹上町湯之浦2351番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
ハロー薬局	いちき串木野市春日町81番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
すこやか調剤薬局坂下店	いちき串木野市上名5419-2	平成24年 8月1日	精神通院医療
肝付やぶさめ薬局	肝属郡肝付町前田858-3	平成24年 8月1日	精神通院医療
ハラダ薬局	南さつま市加世田本町17番地1大東ビル102	平成24年 8月1日	精神通院医療
さつき薬局	南さつま市加世田本町7番地2	平成24年 8月1日	精神通院医療
ヨシ薬局	指宿市東方田口田10800番地	平成24年 8月1日	精神通院医療
有限会社湯之元駅前調剤薬局	日置市東市来町湯田3610-5	平成24年 8月1日	精神通院医療
砂丘調剤薬局	日置市吹上町小野1198-1	平成24年 8月1日	精神通院医療
カゴシマ薬局長里店	日置市東市来町長里48	平成24年 8月1日	精神通院医療

川辺調剤薬局

南九州市川辺町両添大正田
1209番地1平成24年
8月1日

精神通院医療

鹿児島県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、笠野原土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更について平成25年2月25日付けで認可した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第212号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第三仁嶺地区第1換地区の工事は、平成20年3月24日に完了した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第213号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第三仁嶺地区第2換地区の工事は、平成20年3月24日に完了した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第214号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備）第三仁嶺地区の工事は、平成20年3月24日に完了した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第215号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）第二長島地区第2換地区の工事は、平成21年3月30日に完了した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第216号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）畦布地区の工事は、平成23年3月11日に完了した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第217号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農道整備）与論地区の工事は、平成22年8月4日に完了した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第218号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備）与論地区の工事は、平成21年3月26日に完了した。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第219号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成24年6月1日鹿児島県告示第700号で告示した基本測量の実施は，平成25年2月18日終了した旨の通知があった。

平成25年 3 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
指宿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・14号庁舎潟山線
- 3 事業施行期間
平成13年11月16日から平成30年3月31日まで（変更前平成25年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第221号

平成17年4月26日鹿児島県告示第690号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「社団法人鹿児島県エルピーガス協会」を「一般社団法人鹿児島県LPガス協会」に改め，「鹿児島商船株式会社」及び「大隅交通ネットワーク株式会社」を削り，「社団法人鹿児島県バス協会」を「公益社団法人鹿児島県バス協会」に，「社団法人鹿児島県看護協会」を「公益社団法人鹿児島県看護協会」に改め，同表に次のように加える。

種子屋久高速船株式会社	平成25年2月25日
垂水フェリー株式会社	

鹿児島県告示第222号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により，次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成25年 3 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
元吉文房具店 元吉靖郎	日置市東市来町長里 209番地	日置市東市来町長里 209番地	平成25年3月1日

北薩地域振興局告示第6号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年 3 月 5 日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアホーム花梨	薩摩川内市水引町3410-6	医療法人静和会	いちき串木野市湊町一丁目208番地	田中 英世	平成25年3月1日	共同生活介護

北薩地域振興局告示第7号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年3月5日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム リベロ	薩摩川内市水引町3248-2	医療法人静和会	いちき串木野市湊町一丁目208	田中 英世	平成25年3月1日	共同生活介護

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
伝達性海綿状脳症用E L I S Aキット
予想使用数量85,600検体分（予定検査頭数）
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加

- える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

- ア 入札金額は、当該E L I S Aキットで検査を実施した場合の1検体当たりの単価を記載すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成25年3月28日午前11時30分
- イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎9階）会議室9-B-1

(3) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- (ア) 交付場所 鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- (イ) 交付期限 平成25年3月25日午前11時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2788
ファックス番号 099-286-5562

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月5日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第1区）の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
県民健康プラザ鹿屋医療センター（第1区）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。
- (8) 清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
- (10) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月28日午前10時

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂

(3) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- (ア) 交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
- (イ) 交付期限 平成25年3月18日午後5時
- 4 契約条項を示す場所及び期限
- 3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
- 免除する。
- 6 入札の無効
- 次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
- 設定する。
- 9 契約書案の提出
- 落札者は、落札決定通知を受けた日から3日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
- 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-44-3944

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成25年 4 月 1 日に確定する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年 3 月 5 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県民健康プラザ鹿屋医療センター（第 2 区）の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで
- (4) 履行場所
県民健康プラザ鹿屋医療センター（第 2 区）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後 2 年を経過している者であること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる体

制であると認められる者であること。

- (8) 清掃業務に従事する常用の従業員を5人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を3人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
- (10) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成25年3月28日午前10時30分
- イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター講堂

(3) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (ア) 交付場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
 - (イ) 交付期限 平成25年3月18日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
 - (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
 - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から3日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-44-3944
- 11 その他
- (1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
 - (2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月5日

県立大島病院長 眞田純一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第1区）の清掃業務）
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 - (4) 履行場所
県立大島病院（第1区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有するものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
 - (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経過しているものであること。
 - (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
 - (7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。
 - (8) 清掃業務に従事する常用の従業員を6人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を4人以上配置することが可能であると認められる者であること。
 - (9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
 - (10) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月27日午後1時30分

イ 場所 県立大島病院研究室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立大島病院経営課会計係

(イ) 交付期限 平成25年3月15日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を

被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 送付，電報又は電送の方法による入札
(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格 設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院経営課会計係
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
電話番号 0997-52-3611
ファックス番号 0997-52-9957

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月5日

県立大島病院長 眞田純一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立大島病院（第2区）の清掃業務）
(2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。

- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立大島病院（第2区）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過しているものであること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。
- (8) 清掃業務に従事する常用の従業員を6人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を4人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
- (10) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成25年3月27日午後1時30分
 - イ 場所 県立大島病院研究室
- (3) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (ア) 交付場所 県立大島病院経営課会計係
 - (イ) 交付期限 平成25年3月15日午後5時
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (2) 契約保証金
免除する。
- 6 入札の無効
次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
 - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立大島病院経営課会計係
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
電話番号 0997-52-3611
ファックス番号 0997-52-9957

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月5日

県立始良病院長 上山健一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立始良病院の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立始良病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経

過しているものであること。

- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。
- (8) 清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
- (10) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月28日午前10時

イ 場所 県立始良病院第一会議室（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍿) 交付場所 県立始良病院総務課

(イ) 交付期限 平成25年3月21日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし，最低制限価格未満で申込みをした者は，失格とする。
- 8 最低制限価格
設定する。
- 9 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から3日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立始良病院総務課
始良市平松6067番地 郵便番号 899-5652
電話番号 0995-65-3138
ファックス番号 0995-65-8044
- 11 その他
(1) この入札は，この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は，平成25年4月1日に確定する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，役務の調達について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月5日

県立薩南病院長 古川重治

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立薩南病院の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立薩南病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け，入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で，本県内に本社を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。

(5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経過しているものであること。

(6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。

(7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。

(8) 清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。

(9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。

(10) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月27日午後3時

イ 場所 県立薩南病院大会議室（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

（ア）交付場所 県立薩南病院総務課

（イ）交付期限 平成25年3月18日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院総務課

南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年3月5日

県立北薩病院長 高橋浩一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立北薩病院の清掃業務）
 - (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 - (4) 履行場所
県立北薩病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）で、本県内に本社を有するものであること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
 - (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過しているものであること。
 - (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
 - (7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であると認められる者であること。
 - (8) 清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、当該業務に2年以上の経験を有する作業員を6人以上配置することが可能であると認められる者であること。
 - (9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められるものであること。
 - (10) 当該業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月28日午後3時

イ 場所 県立北薩病院講堂（2階）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 県立北薩病院総務課

(㊧) 交付期限 平成25年3月19日午後5時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から3日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立北薩病院総務課

伊佐市大口宮人502番地4 郵便番号 895-2526

電話番号 0995-22-8511

ファックス番号 0995-22-6783

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第24号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年3月5日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A が き デ カ R R	株式会社サンセイアールアンドディ	2P1018
ぱちんこ遊技機	C R 牙 狼 F I N A L - X X	株式会社サンセイアールアンドディ	2P1415
ぱちんこ遊技機	C R デ ッ ド オ ア ア ラ イ ブ	株式会社大一商会	2P1136
ぱちんこ遊技機	C R フ ァ イ ヤ ー ダ イ ナ マ イ ト ク イ ー ン B S	株式会社大一商会	3P0017
ぱちんこ遊技機	C R ス ー パ ー マ ン ・ リ タ ー ン ズ ～ 危 機 か ら の 脱 出 ～ K H - S	株式会社大一商会	3P0029
ぱちんこ遊技機	C R 燃 え よ ド ラ ゴ ン S A A	株式会社高尾	2P1344
ぱちんこ遊技機	C R 蒼 天 航 路	株式会社ビスティ	2P1373
ぱちんこ遊技機	C R プ ラ ス レ イ タ ー G L	株式会社ソフィア	3P0012
ぱちんこ遊技機	C R 花 満 開 極 上 F B	株式会社ソフィア	3P0057
回胴式遊技機	パチスロアタックNo. 1世界編 K J	株式会社三洋物産	3S0019

内水面漁場管理委員会指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第24-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成25年3月5日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

内水面漁場管理委員会告示

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第24-1号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる平成25年3月5日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第24-1号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

平成25年3月5日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流